

市町村子ども計画に盛り込むべき内容について

- こども基本法第10条において、市町村は、こども大綱・都道府県子ども計画を勘案して「市町村子ども計画」を作成するよう努めるものとされている。
- 今年度子ども計画を策定予定の市町村においては、既に策定作業に取り掛かっている市町村もあるため、県子ども計画を踏まえて市町村子ども計画に盛り込んでいただきたい主な内容について、事前に情報提供を行うもの。

県計画における施策体系（案）	市町村計画に盛り込んでいただきたい内容
I 全てのこどもが持つ権利の保障	<ul style="list-style-type: none"> ・「こどもの権利」（こどもが権利の主体であること）の普及啓発 ・こどもの意見聴取 ・こどもの意見表明支援 ・権利侵害時の救済（相談窓口設置、救済機関設置など）
II-2 幼児期までの育ちの保障、幼児教育・保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の質の向上、保育人材の確保、現場の負担軽減に係る取組の推進 ※次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画（こども計画と一体のものとして策定可能）への位置づけ
II-8 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの健やかな育ちの原点である遊びや体験活動の機会や場を、年齢や発達に応じて、県や団体、企業等と連携・協働して、意図的・計画的に創出する取り組みの推進 ・地域や成育環境による体験活動の機会格差が生じないような配慮
II-9 居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの居場所づくりの推進 ・こども食堂への支援 ・児童育成支援拠点事業の実施
III-3 貧困の状況にあるこどもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困の解消に向けた対策の推進
III-8 ヤングケアラーへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センターによるヤングケアラー支援 ・学校と連携したヤングケアラーの把握
IV-1 次代の親の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・中高生等（こども・若者）が乳幼児とふれあう機会を広げるための取組の推進 ※次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画（こども計画と一体のものとして策定可能）への位置づけ